

賃 貸 借 契 約 書

賃借人 地方公務員災害補償基金茨城県支部（以下「甲」という。）、地方職員共済組合茨城県支部（以下「乙」という。）及び一般財団法人茨城県職員互助会（以下「丙」という。）と貸貸人（以下「丁」という。）とは、次の条項により機器の賃貸借契約を締結する。

（目的）

第1条 丁は、この契約に定める条項に従い、丁の所有物である物件を甲、乙及び丙の使用に供するものとし、甲、乙及び丙はこれを賃借するものとする。

（物件名、数量及び設置場所）

第2条 丁が賃貸する物件（以下単に「物件」という。）の名称、数量及び設置場所は、別紙のとおりとする。

2 甲、乙及び丙は、設置場所の変更又は現状の変更を行うときは、事前に丁に通知するものとし、それに要する費用は甲、乙及び丙の負担とする。

（契約期間）

第3条 賃貸借の期間（以下「契約期間」という。）は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

（物件の引渡し）

第4条 物件の引渡しは、甲、乙及び丙が検査確認をしたときに完了とする。

2 前項の検査において、賃借機器の瑕疵があった場合、甲、乙及び丙は直ちにその旨を丁に連絡し、丁の負担において、甲、乙及び丙が指定する期間内に、甲、乙及び丙の承認した方法で代替品と交換させることができる。

（賃借料）

第5条 物件の賃借料は、総額 円（うち取引にかかる消費税及び地方消費税 円）、月額 円（うち取引にかかる消費税及び地方消費税 円）とする。ただし、丁の責めに帰すべき事由により甲、乙及び丙が物件を使用できなかった期間がある場合は、上記の総額に甲、乙及び丙が物件を使用した日数の占める割合（その割合に小数点第3位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた割合）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 前項の賃借料は、甲が総額 円（月額 円）、乙が総額 円（月額 円）、丙が総額 円（月額 円）を負担する。

3 賃借料は、経済情勢の急激な変動その他のやむを得ない事情があると認められるときは、甲乙丙丁協議のうえ、これを変更できるものとする

（賃借料の支払）

第6条 丁は、月ごとに前条の月額の賃借料の支払を当該期間の経過後に書面により請求し、甲、乙及び丙は、丁の請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

2 丁は、甲、乙及び丙の責めに帰する事由により前項の賃借料の支払が遅れた場合においては、甲、乙及び丙に対して、遅延日数に応じ、賃借料に年2.5パーセントの割合を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数額又

はその全額を切り捨てた額)の遅延利息の支払を請求することができる。

(他の機械器具の取付け等)

第7条 次の各号に定める事項については、事前に甲、乙、丙及び丁において協議し、丁の文書による承諾を得るものとする。

- (1) 物件を改造しようとするとき
- (2) 物件を設置場所から移転しようとするとき
- (3) 物件に他の機械器具を取り付けようとするとき

2 前項各号に要する費用は、いずれも甲、乙及び丙の負担とする。

(物件の管理)

第8条 甲、乙及び丙は、善良な管理者の注意をもって物件を管理するものとする。

2 甲、乙及び丙は、第三者に対し、この契約に基づく賃借権を譲渡し、又は物件を転売してはならない。

(租税の負担)

第9条 甲、乙及び丙は、本契約に係る消費税を負担し、物件に係る固定資産税は負担しないものとする。

(損害賠償)

第10条 甲、乙及び丙の故意又は重大な過失によって丁に損害を与えた場合は、丁は甲、乙及び丙に対してその損害の賠償を請求することができる。

2 丁がこの契約に違反したために甲、乙及び丙に損害を与えた場合は、甲、乙及び丙は丁に対しその損害の賠償を請求することができる。

(保険)

第11条 丁は、契約期間中、物件に丁を被保険者とする動産総合保険を付し、その費用を負担するものとする。

2 物件にかかる保険事故が発生したときは、甲、乙及び丙は直ちにその旨を丁に通知するものとする。

3 甲、乙及び丙は、保険事故により保険会社から丁に支払われる保険金の限度内において、丁に対する賠償金の支払義務を免れるものとする。

(機密の保持)

第12条 丁は、この契約の履行により知り得た甲、乙及び丙の業務上の情報を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(物件の返還)

第13条 この契約が契約期間満了、契約解除等により終了したときは、甲、乙及び丙は、直ちに物件を丁に返還するものとし、物件の返還は物件の設置場所において行うものとする。

(契約の解除)

第14条 甲、乙及び丙又は丁は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 甲、乙及び丙又は丁のいずれかがこの契約を履行しないとき、又は履行しないおそれがあると認めるとき

(2) 天災その他やむを得ない事由により、この契約を履行できなくなったとき

(違約金)

第15条 甲、乙及び丙は、丁が前条第1号の規定に該当することによりこの契約を解除した場合には、賃借料から履行完了部分に相当する金額を控除した額の100分の10に相当する金額を違約金として、丁に請求することができる。

2 前項の違約金は、第10条第2項に規定する損害賠償の全部又はその一部と解釈しないものとする。

(反社会的勢力の排除)

第16条 甲、乙、丙及び丁は、本契約締結日において、自ら及び自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの(以下「暴力団員等」と総称する。)のいずれにも該当しないこと、及び次の各号にいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲、乙、丙及び丁は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 相手方との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いて又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 甲、乙及び丙は、丁が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明及び確約に反する事実が判明したときは、丁に対する通知により、丁との間のすべての契約を解除することができるものとする。

4 前項に基づき丁に損害が生じた場合でも、丁は、甲、乙及び丙に対し賠償請求その他何ら請求もしない。甲、乙及び丙に損害が生じた場合には、丁がその一切の責任を負うものとする。

5 第1項又は第2項に違反する事実が判明したときは、丁は、速やかにその旨を書面で甲、乙及び丙に通知する。

(管轄裁判所)

第17条 本契約に関し甲、乙及び丙又は丁が訴訟等を提起するときは、甲、乙及び丙の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(協議事項)

第18条 本契約について定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙丙

丁協議して決定するものとする。

この契約を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町 978 番 6
地方公務員災害補償基金
茨城県支部長 大井川 和彦

乙 茨城県水戸市笠原町 978 番 6
地方職員共済組合
茨城県支部長 大井川 和彦

丙 茨城県水戸市笠原町 978 番 6
一般財団法人茨城県職員互助会
理事長 山口 裕之

丁

別紙

1. 契約対象物件及び数量
モノクロ複合機

物件名	機械番号	数量

2. 物件の設置場所
茨城県水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル7階
茨城県総務部総務事務センター内